

○農林水産省令第三十四号

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第十条第一項第二号ホの規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

農林水産大臣 林 芳正

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条ただし書中「及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改め、同条に次の一号を加える。

十三 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二

十五年法律第八十一号）第五条第一項に規定する基本計画に定められた同条第二項第二号に掲げる区域

（農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。）内において同法第七条第一項に規定する設備整備

計画（当該設備整備計画のうち同条第二項第二号に掲げる事項について同法第六条第一項に規定する協

議会における協議が調つたものであり、かつ、同法第七条第四項第一号又は第二号に掲げる行為に係る

当該設備整備計画についての協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

附 則

この省令は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行する。